

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律

(平成一七年三月三十一日法律第二三号)

一、提案理由(平成一七年三月四日・衆議院文部科学委員会)

○中山国務大臣 このたび、政府から提出いたしました国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

義務教育は、知育、徳育、体育の調和のとれた児童生徒を育成し、国民として共通に身につけるべき基礎的資質を培うものであり、国は、憲法の要請により、すべての国民に対して無償で一定水準の義務教育を提供する最終的な責任を負っております。

一方、政府においては、いわゆる三位一体の改革に関する政府・与党合意に基づき、国及び地方を通じた行財政の効率化を図る観点から、国庫補助負担金の改革等を進めているところであります。

このうち、義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する方針のもと、費用負担についての地方案を生かす方策と教育水準の維持向上を含む義務教育のあり方について、ことし秋までに中央教育審議会において結論を得ることとし、それまでの平成十七年度予算については暫定措置を講ずることとしております。

この法律案は、こうした政府の方針を受け、義務教育費国庫負担金についての平成十七年度限りの暫定措置を講ずるとともに、文部科学省関係の補助金の整理及び合理化を図るものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明いたします。

第一に、義務教育費国庫負担金について、平成十七年度限りの暫定措置として本来の国庫負担額から四千二百五十億円を減額するための所要の措置を講ずるものであります。

第二に、市町村が行う就学援助に係る国の補助についての対象を要保護者に限定するなど文部科学省関係の補助金の整理及び合理化を図るものであります。

なお、このことに伴う地方財源の手当てについては、所要の財源措置が講じられることとされております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

二、衆議院文部科学委員長報告(平成一七年三月一七日)

○斉藤鉄夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、義務教育費国庫負担金についての平成十七年度限りの暫定措置として、本来の国庫負担額から四千二百五十億円を減額するための所要の措置を講ずるとともに、

市町村が行う就学援助に係る国の補助についての対象を要保護者に限定するなど、文部科学省関係の補助金の整理及び合理化を図ろうとするものであります。

本案は、去る二月二十二日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、三月四日中山文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、九日質疑に入り、十一日小泉内閣総理大臣の出席のもと質疑を行いました。昨十六日及び本日質疑を行い、質疑終局の後、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院文教科学委員長報告（平成一七年三月三一日）

○亀井郁夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十七年度限りの暫定措置として、義務教育費国庫負担金を四千二百五十億円減額するほか、恒久的な措置として、経済的理由により就学困難な児童及び生徒への就学援助に対する国庫補助の対象を要保護者に限定することなど、文部科学省関係の補助金の整理合理化を図ろうとするものであります。

なお、これらに伴う地方財源の手当てについては、別途、措置されることとされております。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、義務教育費国庫負担制度の今後の在り方と中教審が出す結論の取扱い、暫定的に四千二百五十億円を減額する理由、準要保護者への就学援助に係る国庫補助の廃止に伴う課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して鈴木理事より、日本共産党を代表して小林委員より、それぞれ反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。